

## 平成29年度山形県インバウンド決済システム等環境整備事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、山形県内の宿泊施設、観光施設、その他インバウンドの拡大に意欲のある民間事業者等が実施する訪日外国人観光客の決済環境整備に係る取組みを支援するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及び本要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、山形県内において、自らの費用負担で第3条に定める事業を実施する民間事業者とする。

### (交付対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

### (補助率及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除く）の2分の1以内の額とし、上限額を500,000円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第5条に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、知事が別に定める日まで、提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 整備の内容が確認できる資料（施設の概要がわかる書類（パンフレット等）、整備箇所的位置を示した図面及び写真、数量、表記する言語の種類等）
- (3) 補助対象経費が確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 知事は、前条による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付が適当でないことを認めるときは、その旨を申請者に通知する。

### (交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助対象経費の3割を超える増減を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第2項の規定に基づき付する条件は、補助事業に対し他の補助金の交付を受けないこととする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を知事に提出してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第14条に定める補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は平成30年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記様式第5号）
- (2) 補助事業の実施が確認できる書類（契約書、納品書、請求書、領収書の写し、整備状況が確認できる書類写真等）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、これらの審査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、これを補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(取得財産等の管理)

第13条 補助事業者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限等)

第14条 補助事業者は、規則第22条の規定により知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 3 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、法定耐用年数を経過するまでの期間とする。

(交付の決定の取消)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、補助金の受領若しくは交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(帳簿等の保存期間)

第17条 規則第21条に定める帳簿等の保存期間は、事業終了の年度の翌年度から5年間とする。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費
<p>(1) 決済システム環境整備                      (右記決済ができることを、外国人利用者に理解できるように表示すること)</p>	<p>ア Alipay 決済端末の購入、設置及び設定に要する経費                      イ アの導入と同時に行う、クレジットカード、デビットカード、銀聯カード等の決済端末、外貨両替機の購入、設置及び設定に要する経費                      ウ 上記に係る Wi-Fi 環境整備※、回線設置・増設、屋内外の配線工事に要する経費                      エ その他、必要と認められるものの調達、整備に要する経費</p> <p>(対象外経費)                      ・上記に係る維持管理経費(通信費、維持管理費、修繕費)</p>
<p>(2) 多言語表記整備                      ((1) 決済システム環境整備を行う場合に限る)</p>	<p>ア 多言語表記のホームページ作成、既存ホームページの多言語化に要する経費                      イ 多言語表記のメニュー等作成、既存メニュー等の多言語化に要する経費                      ウ その他、必要と認められるものの調達、整備に要する経費</p> <p>(対象外経費)                      ・上記にかかる維持管理経費(通信費、維持管理費、修繕費)</p>
<p>(3) その他附帯整備                      ((1) 決済システム環境整備を行う場合に限る)</p>	<p>ア その他、環境整備に必要な経費であると知事が認めるもの</p>

※ Wi-Fi 環境整備で公衆無線LANの運用を行う場合は、交付申請時に「セキュリティ対策確認書(予定)」、事業報告時に「セキュリティ対策確認書(報告)」を提出すること